

令和2年度熊本県農産物加工食品コンクール開催要領

1 目的

本県は、全国有数の農業県であり、多彩な県産農産物を利用した加工食品づくりへの農業者の関心も年々高まってきている。さらに、6次産業化法に基づく総合化事業計画の認定件数は91件（R2年3月末現在）、全国5位であり、加工への取組みが一層盛んになっている。しかし、消費者ニーズを捉えた魅力ある商品の開発や全国展開に向けた販路拡大等、6次産業化を取り巻く課題も多い。

このような背景の中、県内の優秀な加工食品を発掘し、くまもとブランドのイメージを高め、全国に向けてくまもと産品のPR強化を図るとともに、売れる商品づくりに資することをねらいとして標記コンクールを開催する。

2 主催

熊本県農産物加工推進協議会

3 開催期日

(審査) 令和2年9月10日(木曜日) 予定
(審査発表) 令和2年9月11日(金曜日)※審査日翌日発表
(表彰) 令和2年11月(予定)

4 会場

(審査) 熊本県産業技術センター
住所 熊本市東区東町3丁目11-38
TEL 096-368-2101

5 出品要件等

(1) 出品者は、次に掲げる者のうち、熊本県内に在住する者とする。

ア 農業者及び農業者で構成する農産加工組織（農産加工グループ、農協女性部、農業生産法人、総合化事業計画認定を受けた農家等）

イ 市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会及びこれらが構成員となっている団体（第3セクター）

ウ その他、ア、イと同等と認められる者

(2) 出品物は、次のア～エの要件を全て満たしていること。

ア 熊本県産農産物を主たる原材料とする加工食品であること。

イ 過去3年以内に製品化され、現在販売されていること。

ウ JAS法等に基づく適正な食品表示がなされていること。

エ 「平成30年度熊本県農産物加工食品コンクール」で入賞していないこと。

6 申込手続等

- (1) 出品者は、出品申込書（別添様式）を最寄りの市町村（農政主管課）又は農業協同組合へ令和2年8月11日（火曜日）までに電子データで申し込むものとする。
- (2) 上段（1）で申し込みがあった出品申込は、県広域本部（地域振興局）を經由して、令和2年8月18日（火曜日）までに熊本県農産物加工推進協議会事務局（県農林水産部流通アグリビジネス課又は、県農業協同組合中央会JA総合支援部）に送付するものとする。
- (3) 現物の出品は、別に定める出品要領に基づき実施する。

7 審査

出品物の審査は、別に定める審査要領に基づき実施する。

8 表彰

- (1) 入賞：審査成績の優良なものから、金賞・銀賞・銅賞を表彰する。
さらに金賞作品のうち、最も優秀なものを『熊本県知事賞』候補として県に推薦する。

9 入賞特典

- (1) 各種商談会等への出展や、各種広報等を通じてPRを図るなど販路拡大を支援する。
- (2) 入賞作品のうち特に優秀なものは、「優良ふるさと食品中央コンクール」への出品商品として県に推薦する。

10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。